

## 只見町空き家等解体工事補助金交付要綱

平成 27 年 7 月 1 日

訓令第 28 号

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民が安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境を形成及び保全並びに土地の利活用を図るため、町内に存する空き家の解体に要する費用に対し、予算の範囲内で只見町空き家等解体工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、只見町補助金等の交付に関する規則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 4 号）の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、只見町空き家等の適正管理に関する条例（平成 26 年只見町条例第 28 号）で定める用語の例による。

### (補助対象空き家等)

第3条 この要綱の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有権以外の権利が存しないもの
- (2) 建替えを目的としていないもの
- (3) 現に公共事業等の補償の対象となっていないもの

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とすることができる。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空き家等の解体工事を実施しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象空き家等の所有者又は相続人
  - (2) 補助金申請時において、只見町の町税及び使用料等に滞納がない者。なお、所有権が複数の場合には、その全員に滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは、暴力団員と密接な関係を有する者
  - (2) 補助対象空き家等が複数人の共有又は相続財産である場合で、当該共有者全員又は相続人全員から当該空き家等の除却についての同意が得られないもの。ただし、補助

金の交付の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出できる場合については、この限りでない

（3）既にこの要綱による補助を受けたことがある者

（4）その他町長が不適当と認める者

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空き家等の除却に係る解体工事とし、空き家と同一敷地に存する付属の工作物等を同時に解体撤去する場合は、これらを含めて補助の対象とすることができる。

2 前項の規定による解体工事を実施する場合には、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた南会津郡内の解体工事業者に請け負わせるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- （1）補助金の交付の決定前に着手した工事等。ただし、正当な理由等により工事を着手しなければならなかつたものを除く。
- （2）他の制度等による補助金の交付を受けようとする工事
- （3）補助対象空き家等の一部を解体する工事
- （4）塀や門扉、樹木の撤去、浄化槽などの地下埋設物等や家財道具のみの除去・解体工事
- （5）その他町長が不適当と認める工事

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用として町長が認める額に3分の2を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に只見町空き家等解体工事補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1）位置図

（2）現況写真

（3）対象工事費に係る経費の見積書の写し

（4）登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書）

- (5) 補助対象者が所有者でない場合は解体等に関する委任状
- (6) 空き家の所有者と土地所有者が相違する場合は、土地所有者の同意書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その適否を決定し、只見町空き家等解体工事補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に当たり必要な条件を付することができる。

(申請内容等の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）で申請の内容を変更又は中止しようとする者は、只見町空き家等解体工事補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認申請を受けたときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付の決定を当該申請に係る書類を審査その他必要な調査の上、その内容を承認したときは、只見町空き家等解体工事補助金変更（中止）承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事の完了日から起算して14日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、只見町空き家等解体工事実績報告書（様式第6号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事状況及び完了写真
- (3) 工事等代金領収書又は請求書の写し
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地確認の上、補助金の額を確定し、只見町空き家等解体工事補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、只見町空き家等解体工事補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、町長が不当であると認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、只見町空き家等解体工事補助金交付取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る事項について、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、只見町空き家等解体工事補助金返還請求書（様式第10号）により期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から施行する。